

ブルーサークル山口 会則

ブルーサークル山口会則

平成17年4月1日 認証	平成20年4月1日一部改正	平成23年7月23日一部改正
平成18年4月1日一部改正	平成21年4月3日一部改正	平成24年4月22日一部改正
平成19年4月1日一部改正	平成22年4月4日一部改正	平成27年6月20日一部改正
平成27年12月12日一部改正	平成28年3月22日一部改正	平成29年4月 1日一部改正
平成30年4月1日一部改正	令和3年4月1日一部改正	

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、ブルーサークル山口と称する。略称(BcY)

第2条(事務局の所在)

本会の所在地は、会長(世話人代表)の在籍する施設、あるいは自宅とする。

第2章 目的および事業

第3条(目的)

本会は、日本糖尿病療養指導士認定機構にて認定を受けた「日本糖尿病療養指導士(以下 CDEJ と称する)」や山口県医師会にて認定を受けた「山口県糖尿病療養指導士(以下 CDEL と称する)」を合わせた「糖尿病療養指導士(以下 CDE と称する)」を中心に、糖尿病教育に関する知識を高めるための情報の提供や交換、研修会を提供する。なお、CDE は看護師・准看護師・保健師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、歯科衛生士などのいずれかの資格を有しており、当会では、①看護師・准看護師・保健師に対しては糖尿病療養支援における看護力の資質維持および向上、②管理栄養士・栄養士に対しては食事療法に関する指導力の資質維持および向上、③薬剤師に対しては薬物療法に関する指導力の資質維持および向上、④臨床検査技師に対しては検査の意義と検査結果に関する指導力の資質維持および向上、⑤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に対しては運動療法、作業療法などの指導力の資質維持および向上、⑥歯科衛生士に対しては口腔ケアに関する指導力の資質維持および向上を目指す。また、研修会等を通して、会員相互の親睦を深めることを目的とする。あわせて、次期 CDE 受験者への啓発・教育や、山口県内での CDE の PR 活動を平行して行い、市民への糖尿病の啓発や教育予防活動も行っていく

第4条(事業)

本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う

1.自由に参加できる研修会の提供を行う

ブルーサークル山口研修会の開催(年に1~2回)

山口県糖尿病研究会(年2回)の開催に合わせて役員集会及び全体集会また報告会を行なう

2.糖尿病教育に関する情報提供・交換

3.その他、本会の目的達成に必要な事項

4.会員の登録名簿管理

5.市民対象への公開講座や健康教育・糖尿病教室への開催企画

第3章 組織

第5条(役員)

1. 本会に次の役員を置く

会 長(世話人代表) 1名

副会長(監査役) 1名 (会長補佐役)0~1名

会計 1名

支部役員 西部地区 2~4名 東部地区 2~4名

2. 役員は会員の中より、総会の承認を経て選出する

3. 役員は総会の承認を受け必要に応じて役職・人数の変更を行うことができる

4. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない

* 任期は連続2期とするが、1期再任されなければ、再度役員となることができる

5. これまで、会長、副会長、会計、役員は、選挙により選出していたが、今後は役員会で事前に人選する形式とし、それを総会に諮って承認する形式とする。立候補等は今まで通り、全会員に権利があることは継続とする

第6条(顧問)

1. 本会の業務遂行と適正な運営のために顧問をおくことができる。

2. 顧問の任期は特に設けず、連携を図っていく。

第4章 役員の任務

第7条(役員会)

役員は必要時役員会を行なう

第8条(役員会の役割)

以下の事項は役員会においてこれを決定する

1. 本規約の改定に関する事項
2. 研修等の企画に関する事項
糖尿病看護研修会は看護職が企画
勉強会は支部役員が交代で企画
3. 役員・連絡委員の選出に関する事項
4. 総会の招集および総会に付議すべき事項
5. その他、本会の組織・運営にかかわる全ての事項

役員会は会長が招集する。この場合会長は役員会の議長を兼ねる

第5章 運営および会計

第9条(運営)

1. 本会の運営業務は、事務局にて行う
2. 入会は年に一回、4月1日付で行う
3. 年会費3000円とする 毎年1月～3月末までを納入期間とし、4月1日時点で納入を確認できなければ脱会とし非会員とする
4. 本会の運営に関わる費用は研修会等でもその都度徴収する
5. 謝礼や研修の企画や運営に携わる役員への敬意、交通費は会の規定に沿って支給する

第10条(会計)

1. 本会の会計年度は毎年1回会計報告を行なう
5. 余剰金が発生した場合、次年度予算に繰り越すものとする

第6章 附則

本会の設立年月日は、平成17年(2005年)4月1日とする

本会則は、平成17年(2005年)5月1日から施行する

BcY とは

日本糖尿病療養指導士認定機構にて認定を受けた山口県在住の「糖尿病療養指導士(以下、CDEと称する)」らを中心に、糖尿病教育に関する知識を高めるための情報の提供や交換、研修会等を通して、会員相互の親睦を深めるとともに、CDEの資質維持および向上をはかることを目的とする。あわせて、次期 CDE 受験者への啓発・教育や、山口県内での CDE の PR 活動を平行して行い、県民への糖尿病予防活動も行う会である

